

事 務 連 絡
令和5年5月22日

柏市指定障害福祉サービス事業所 各位

柏市長 太 田 和 美

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「柏市における新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的取扱い」等について
(追記)

令和5年5月17日付で柏市より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「柏市における新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的取扱い」等について通知がいたしましたが、注意点において、下記のとおり追記しますのでご注意ください。

問い合わせ先
柏市役所福祉部指導監査課 障害事業者担当
電話番号：04-7163-9353 (内線 432)

【注意点】

・下記の取り扱いについては柏市への請求についてのみ適応する。他市援護の利用者・児の請求においてはその限りではないため、各援護市に確認のうえ請求事務を適切に行うこと。

・他市にある従たる事業所の取扱いについても柏市の事業所と同様の取扱いとする。

○全体の取り扱いについて

位置付け変更後の取扱い事務連絡につきましては、経過措置期間を設け、令和5年5月31日（水）までを「現行の取扱内容」での対応を可能とする。令和5年6月1日（木）以降においては、「5類移行後の取扱内容」とする。

臨時的取扱いとなる場合には利用者及び事業所の様子を詳細に記録しておくこと。

休業する場合には指導監査課に休業する報告をすること。
なお、報告の様式については事故報告書を使用すること。

臨時的取扱いの請求を行う際には、利用者に必ず同意を取ったうえでサービス提供を行い、利用者の確認印をもらうこと。

○番号ごとの注意点について

別紙 連番 3, 21, 28

近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する等事業所において通常のサービス提供が困難になった場合の想定とあるが、当該事業所において従業者及び利用者に感染者が発生した場合に限る。また、この臨時的取扱いは、休業の報告をした上で適用すること。

居宅への訪問で「できる限り」の支援と市町村が認める場合とは目安として10分以上は相談や直接的な支援を行うこととす

る。ただし、利用者の様子によっては目安時間に満たなくても算定することも可能とする。

利用者宅に伺い、物の受け渡しや5分程度の相談等では算定要件を満たさないこととする。

別紙 連番 7

他の事業所等で障害者等への支援に従事したことがあり、当該支援の提供に支障がないと市町村が認める者について、障害及び難病患者に対して居宅系サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護）のサービス提供の経験があり、居宅系サービスの実務経験年数が1年以上（年間勤務日数180日以上）ある者とする。

別紙 連番 24

臨時的な取扱いは終了となるが、モニタリング実施月が令和5年5月だった者に対し、令和5年6月にモニタリングを実施する場合に限り、継続サービス利用支援費として算定を可能とする。